

## 東京大学基本組織規則第18条に基づく室に採用する者の取扱いについて

東京大学基本組織規則第18条に基づく室（以下「室」という。）に新たに教職員を採用する場合（学内の教員を配置換又は昇任により室に配置する場合、学内の教員又は特任教員を室の特任教員として配置する場合並びに学内の教員及び特任教員が室員等を兼ねる場合を除く。）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1．配置上の制限

室には、原則として、次に掲げる教員及び特任教員を採用することができないものとする。

- (1) 東京大学教員の就業に関する規程第2条に定める教員
- (2) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（以下「特定有期規程」という。）第2条第1項第1号に定める特任教員
- (3) 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（以下「特定短時間規程」という。）第2条第1項第1号に定める特任教員

### 2．特任研究員を採用する場合の基準

特定有期規程第2条第1項第2号及び特定短時間規程第2条第1項第2号に定める特任研究員を採用する場合は、その従事させる業務が研究業務であり、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合に限るものとする。

- (1) 東京大学教職員勤務時間、休暇等規則第16条に定める裁量労働制の適用が必要とされる場合
- (2) 業務遂行において科学研究費補助金など競争的資金を獲得する必要がある場合

### 3．特任専門員又は特任専門職員を採用する場合の呼称

特定有期規程第2条第1項第5号及び第6号並びに特定短時間規程第2条第1項第5号及び第6号に定める特任専門員又は特任専門職員を採用する場合は、室の業務運営上の必要性から、次に掲げる呼称を付与することができるものとする。ただし、(10)に定める「その他必要と認められる呼称」については、理事（人事労務・事務組織担当）が特に認めたものでなければならない。

- (1) 副室長（副本部長）
- (2) （チーフ）ディレクター
- (3) （チーフ）マネージャー

- (4) (チーフ)コーディネーター
- (5) (チーフ)プログラムオフィサー
- (6) (チーフ)プログラムディレクター
- (7) 主幹
- (8) 参与
- (9) 参事(役)
- (10) その他必要と認められる呼称

#### 4. 適用の例外

- (1) センターの統合により教員の採用可能数を措置されている国際本部(日本語教育センター及び国際センターに限る。)環境安全本部、学生相談ネットワーク本部及び保健・健康推進本部については、上記1にかかわらず、1の(1)に定める教員を採用することができる。
- (2) 室の運営上、上記1の定めるところにより取り扱うことが困難な場合については、役員懇談会での審議に基づき、1の(1)から(3)までに定める教員を採用することができるものとする。この場合における採用の手続については、東京大学総長室総括委員会内規に定める手続を経たものでなければならない。

#### 5. 施行期日及び経過措置

- (1) この取扱いは、平成22年4月1日から実施する。
- (2) この取扱いの実施の際、現に室に在職する上記1の(1)から(3)までに定める者については、教員にあっては、その者の再任を含む任期が満了するまでの期間を、特任教員にあっては、その者の更新することができる任期が満了するまでの期間を限度として在職を認めるものとする。